

Commonwealth の意味

——平等派と近代議會政治——

村 山 高 康

まえがき

1. 『第3次人民協約』成立の背景
2. 『第3次人民協約』の要点

むすび

キーワード：ピューリタン革命，平等派，人民協約，
近代憲法，近代議会政治

ま え が き

史上最初の成文憲法草案である、『人民協約』(Agreement of the People) の出現には、中世以来の王制・議会・法の支配というイングランドの政治的伝統と、大陸欧州からきたプロテスタンティズムによるピューリタン革命の全期間の政治的変動が反映されている。『人民協約』は、ピューリタン革命に先立つ1630年代、独立派の一分派で後に「平等派」(Levellers)といわれる人々が、絶対王制にたいする信仰の自由をめぐる闘争で展開した理論がその核となって、絶対王制に変わる新たな国家体制の基本構想として形成されてきたものがある。

『人民協約』は、3次にわたって改編提示された。平等派は、17世紀前半のイングランドにおけるピューリタン運動の中核を担う独立派のなかで、下級兵士、小企業者、徒弟職人などの信仰と政治意識を代表していた。彼らはピューリタン信仰の貫徹のために、徹底して政治の宗教からの離脱を主張した。しかし絶対王制下における、信仰の自由のための闘争は、必然的に国家体制のありかたをめぐる論争を引き起こし、それは国王側にたいしてのみならず、反国王側に属するピューリタン諸派の中でも容易に決着のつけられない難問となった。それは第一に、「法の支配」・「王権」・「議会」が混然となってできあがっている、中世以来イングランド独特の政治的伝統にかかわる憲法体制を、ピューリタンの信仰に基づく国家体制へ改編することであり、第2に主権者としての国王にたいする、議会支配の正当性の理論的意味づけであり、第3に新たに確立された議会主権＝人民主権をイングランドの伝統的議会制と整合させ、そのうえで近代的主権国家の憲法体制として確立することであった。本稿は下記のように、これまで5回にわたって以上の経過を考察して来たものの末尾をなすものである。

1. 『世俗化された政治』——ピューリタニズムと近代自然法——

(桃山学院大学「国際文化論集」NO. 21, 2000年3月)

2. 『政治体制の選択』——ピューリタニズムと近代国家——

- (桃山学院大学「経済経営論集」第42巻第2号, 2000年11月)
3. 『政治思想の諸相』——ピューリタニズムと近代デモクラシー——
(桃山学院大学「経済経営論集」第42巻第3号, 2001年1月)
 4. 『共和制への道』——共和制とピューリタニズム——
(桃山学院大学「経済経営論集」第43巻第3号, 2002年1月)
 5. 『新政治体制への模索』——平等派と近代デモクラシー——
(桃山学院大学「経済経営論集」第43巻第4号, 2002年3月)

1. 『第3次人民協約』成立の背景

1649年5月1日, ジョン・リルバーン, ウィリアム・ウォルウィン, トマス・プリンス, リチャード・オーヴァトンの4人の平等派指導者は, 『イングランド自由民の協約』(いわゆる『第3次人民協約』, 以下『第3次協約』とする)を獄中から発表した⁽¹⁾。

「この協約は, この国の政府のありかたに関する, われわれすべての希望や意図の究極を網羅しており, これによって, われわれは完全に満足し, 安らかに沈黙するであろう」と, 冒頭前文に述べていることにも明らかのように, これは平等派の思想の集大成, あるいは思想的遺言と彼らが考えていたことは明らかである。平等派の運動がその最後の局面を迎えたこの段階で, 彼らの存在とその活動の意味を総括するために, これはまたとない文書である。

『第3次協約』は, 1649年1月20日に発表された『軍幹部の人民協約』⁽²⁾を改訂したものとなることを予告した『宣言』⁽³⁾が執筆者たちによって出されていたにもかかわらず, 実際の内容は『第2次人民協約』(1648年12月10日)の改訂版となっていた。それは『軍幹部の人民協約』が, 選挙権に関する規定では『第2次協約』の内容と一致しているにもかかわらず, 一部の改訂によって平等派の主張を十分に盛り込めるような内容ではなく, より本質的な相違点・対立点を持っていたからにほかならない。以下にそれらの主な点を列挙すれば……1. 「信教の自由」についての原則。この問題

について『軍幹部の人民協約』は次のようにのべている。「われわれの意図するものは、キリスト教がわが国の公けの宗教（それは神の恵みにより教理・礼拝・規律に関する可能な限りの純粹さと神の言葉に従って改革されることをわれわれは願っている）として宣言されることである。宗教について、公的方法で人民を教育すること（それは強制的ではない）、および教育のためまた異端・誤謬その他健全なる教理に背くものにはすべて反論しかつそれらを見付け出す有能な教師を確保することを、われわれの代表者たちの準備に委ねる。教師の俸給は国庫より支出できるものとし、一割税によることをわれわれは望まない。ただし、⁽⁴⁾教皇主義と主教主義はわが国の公的儀式または信仰として提示されえない」。このような、議会による国民の信仰への直接介入は、平等派がすでにホワイト・ホール討論で激しく反駁したものである。さらにリルバーンは、『イングランドの新しい鎖の発見⁽⁵⁾』においても、このトラクトにたいして同趣旨の批判を展開している。

2. 国務会議の権限の拡大。『軍幹部の人民協約』は、「国務会議」を次のように規定していた。「議会は開会后20日以内に、次期議会開会后10日目までの公的問題を処理するために国務会議（の構成員）を任命する。ただし次期議会がその信任をより早く打切ることを適当とおもう場合を除く。同国務会議は、議会が与える指令と制限の中で行動し事に処するのであって、それ以上に及んではならない。」「隔年議会の中間でも、国務会議は、危急の場合あるいは極めて必要な場合、議会選挙を行いこれを召集することができる。ただし、この会期は、80日を出ることができず、また早期に解散しない場合でも、次期議会の開会に定められた時期の少なくとも50日前には必ず解散すること⁽⁶⁾。」この内容は、初期の責任内閣制のつましやかな表明ではあるが、平等派にとっては、国務会議こそ軍幹部の独裁機関たりうるといふ疑惑を持っていたので、これを見過ごすことはできなかった。事実1647年の『提案要綱⁽⁷⁾』以来、国務会議の設置とその必要性をうまず主張してきたのは、軍幹部の中心メンバーとくにアイアトンである。3. 『協約』の提起の方法。この『軍幹部の人民協約』は、平等派の『協約』とは異なり、『協約』に賛成する人民の署名がまず求められたのではなく（そうでな

ければ「人民の協約」という意味がない)、議会(ランプ議会)へ請願(本稿注2参照)として提起された。これもまた、提案者たちがその実現をどこまで真剣に考えているかを疑わせる意味で平等派の不信をよんだ。事実議会は、この『協約』の作成者たちにその労をねぎらう謝意を表しただけで、それを棚上げしてしまっている。

これらの諸点を見れば、ホワイト・ホール討論以後軍幹部と平等派の間の対立点は一層鮮明になり、もはや両者に政治的にも思想的にも妥協の余地がなくなったことを示している。これが、平等派が『第2次協約』の改定たる『第3次協約』の提起に踏み切った直接の理由である。

『第3次協約』は、まず前文に続く『協約』冒頭で、以下のような協約の趣旨を表明する。

「極めて不自然にして、かつ残虐な内乱が長々と戦われた結果、われわれの間に分裂と騒乱が生じた。しかもこの騒乱は、多くの難と許すべからざる抑圧をわれわれの上にもたらしたのであるが、それは政府の不安定とさらには無制限かつ専制的な権力行使によって起こり、またその政府が最高権威およびそれに準ずる権威を委託されたことにより起こった。8年間の経験と待望の後、これまでに費やされたすべての努力、今日までに実施されたすべての救済策は、われわれの困難を減少するよりは増大させただけであることが明らかになった。しかも、もしわれわれがふたたび党派闘争に陥ることを早急に阻止しないならば、この争いによってわれわれは、われわれを奴隷にせんとするものたちにたいして神がお与えくださった驚くべき勝利の恩恵をすべて奪われ、そのうえわれわれは貧苦にさらされ、さらには外敵によって滅ぼされるであろう。……この内乱の後にかく認識し熱望しつつ、神がこれらの望みを実現する心・手段・機会を与え給うたわれらイングランドの自由民は、神の叡知に従いその御名において、かつまたわれらの行為の公明正大さが神を賛美する結果になることを願って、協約する。われらの政府を確立し、一切の専制権力を廃し、最高権威およびそれに準ずる権威に制約と束縛を設け、あらゆる周知の苦難を解消することを協約する。」⁽⁸⁾

当然のことながら、平等派は3次にわたる『協約』提起において、その時々におけるかれらの主張の重点を変えている。『第1次協約』においては、パトニー討論の焦点となった成人普通選挙権の確立を中心におき、さらに国王による議会無視や長老派による長期議会の支配を重視して、会期あるいは議員の任期についてとくに注意をうながした。『第2次協約』では、ホワイト・ホール討論の主要テーマとなった信教の自由と議会権力の制肘を強調した。『第3次協約』に至って、それは上記引用にも明らかなごとく、軍幹部による軍事独裁政権への抵抗と人民主権による権力の制限に重点をおいている。王制の打倒と共和制の樹立、議会主権の確立など政治体制の枠組みの変革が進んだが、それは国民の自由と福祉を実現しなかった。いまやかれらが求めるのは、すべての専制権力の廃止と、それを裏付けるための人民主権＝議会主権による国家体制のあり方とをめぐる政治原則の確立である。しかしもちろんここでも平等派は、抽象原理のステイトメントに陥ることなく、『マグナ・カルタ』(1215～25)、『権利請願』(1628)、『大抗議文』(1640)などイングランド伝統の憲法的ドキュメントを引き継ぐ、自らの第1次・第2次『人民協約』と同様の、具体的項目の提示を変えることはなかった。

2. 『第3次人民協約』の要点

以下本節では、この第3次『協約』の主な条項の内容をとりあげ、人民主権＝議会主権の具体的な構想を、平等派がどのような憲法的表現にまとめあげようとしたかを個別に検討する。(冒頭の数字は『第3次協約』の各条項を表す)

1. 「イングランドおよびそれに付属する領土の最高権威は、今後400名をこえない人々よりなる人民の議会に存する。議員選挙においては、(自然権に従って) 21歳以上の年令のすべての男子(ただし従僕、施しを受けるもの、武器もしくは自発的寄付によって先王に仕えたものを除く)が選挙権を有する。またかれらは、最高の信託への被選挙権

をも有する。ただし先王に仕えたものは10年間を限って被選挙権を有しない。上記400名の議員の国内各地区への公平な配分、投票所、投票とその処理の方法、また完全で平等な選挙手続きのためのすべての付帯条件（議員俸給など）の決定は現在の議会に付託される。それらの決定は、次の議会が本協約に明記される時期に確実な資格で安全に開会できるように為されるものとする。またかかる付帯条件は、将来の議会によってより完全なものに改正されうるものとする。」⁽⁹⁾

議会（庶民院）が政治権力のレベルにおいて、イングランドの最高権威であると明記したのは、この『第3次協約』が最初である。長期議会開会以来、議会が人民主権の拠り所として、王権に対抗してきたために、ごく自然に最高権威と当時から革命側のすべての勢力に認定されてきたようにみえる。しかし議会が主権を行使したのは、ほとんど事態のなりゆきのなかにおいてであって、パーカーの著書があったとはいえ理論的裏付けによる原則を憲法的に明示してではなかった。それは、われわれがこれまでも見てきたように、当時のイングランドに中世以来の多元的政治権力の混合的機能が深く根を下ろしていたからに外ならない。内乱・国王の処刑・貴族院の解散・共和制の成立などの未曾有の変動の結果、主権の一元化が進んだけれども、この革命の主要勢力たる独立派＝軍幹部は、議会主権の明確な優越性を示さないままに権力を行使した。その理由は、彼らがそれをすれば、イングランドの伝統的権力構造に正面から挑戦して自己の権力基盤のあいまいさ（ランプ議会・国務会議・軍事支配など）をさらさなければならぬからであり、一方こうした打算以外にも独立派＝軍幹部にとって、権力の一元化への確固たる理念が不明確であったこともいま一つの理由である。自己の支配権を確立する過程で、独立派＝軍幹部は、結局平等派の確立した政治理念を基本的には受け入れていかざるをえなかった。彼らはクロムウェル独裁時においてさえ、庶民院の最高権力とその一元的支配権の形式を降ろそうとはしなかった。この『第3次協約』の人民主権に基づく議会主権を最高権威として位置づける宣言は、クロムウェルの軍事独裁の期間を越えて、その後の王政復古から名譽革命に至る過程におい

でも、常に議会政治の底流において、主権の所在をめぐる議論の中心でありつづけた。⁽¹¹⁾イギリスの政治権力論で、この後議会主権以外の議論が展開されたことはない。その意味でも、その後の主権論の中心に議会主権を確立したこの『第3次協約』の意義は多大である。第2の要点は、もちろん「(自然権に従って)21歳以上の年齢のすべての男子……が選挙権……被選挙権を有する」という一文であろう。パトニー討論では、あれほど強硬に反対したアイアトンをはじめとする軍幹部も、この点については彼らの意志でまとめられた『軍幹部の人民協約』第3条第2項において、その真意はいかともあれ、ほぼそのまま平等派の主張を受け入れた。⁽¹²⁾この時以後普通選挙権は、議会主権が近代デモクラシー実現の一方法として近代社会に定着した限りにおいて、いつかは到達せざるをえない目標となったのである。そしてこの時以後、議会制度が必ずしもデモクラシーの本質的実現形態ではないにもかかわらず、近代デモクラシーと議会政治の結び付きは決定的となり、それ以外の近代デモクラシー実現のための政治制度論は傍流に押しやられた。それが実現された社会におけるマス・デモクラシーのもたらす問題についてトクヴィルの鋭い指摘と予見はあったが、しかし普通選挙権の実現こそ、近代デモクラシーの正統の旗印となり、それは20世紀に至ってようやく結実を見るまで降ろされることはなかった。

2. 「400名の議員中200名以上の議員をもって、決議可能な議会成立条件と見なされる。出席議員の多数決をもって国事を決定する。その開会の場所と議長を選出方法は、その他の付帯条件とともに現在および将来の議会に付託される。」⁽¹³⁾

議会が一国を支配するという、史上空前の実験に乗り出したピューリタン革命期において、すくなくとも「多数決」についての規定が明記されたものとしては、この文書が最初である。経験主義的で慣習的な政治運営を常とし、理念的・規定的な制度的運営を好まないイギリスの政治風土では、規定上の明記はなくとも議会の多数決運営は当然行われていた。しかしこの『協約』における「多数決」の明記は、単なる慣行の確認として記されたものではなかった。『協約』執筆者たちの意図においては、これは議会に

おける多数派支配にたいする制限条項として働くことを期待していたと考えられる。それは以下に見るように、たとえば議員の任期を1年とし、この任期をこえて議席に留どまろうとするものにたいし厳しい罰則を定めていることから推測される。つまり議会の多数派が形成されても、1年後にそれは覆る可能性をもたせ、かくして政権の交代による、多数派長期支配の弊害を除去しようとしたのである。これは長期議会における長老派支配、ランプ議会における独立派＝軍幹部支配の実態を激しく攻撃した平等派にとっては当然の思考であったろう。

4. 「現議会の議員は、次期議会に選出されえず、また将来の議会の議員もその直後の議会には選出されえない。ただし一會期を隔てて議員に選出されることは妨げない。議員はその任期中収入役・管財人その他の公務員には任命されえない。」
5. 「同一の人物が長期にわたって権威の座を占めることから生ずる多くの危険や不都合を避けるため、われわれは以下のように協約する。現在の議会は、1649年8月の第1水曜日に解散し、以後権力も権威も有しない。以下略」
6. 「現在の議会在新議会の選挙または開会の布告を怠り、もしくはなんらかの手段によってその任務の遂行を妨害される場合、われわれは次期議員選挙を従来の州および自治体における庶民院議員の選挙慣行に従って行うことを協約する。以下略」
7. 「人民が選びもせず将来も選ばうとは思わない人々の手に、最高権威が渡らないように、われわれは(神の御心にかなえば)以下のように決意し協約する。新議会は来る8月第1木曜日に開会される。議長選出などの付帯事項のごとき議事規則は、新議会の裁量に委ねられる。ただし権力の範囲と行使に関しては、議会は本協約の指示と規則に従わなければならない。議会は、本協約によって将来の議員の公平な配分と選挙との規則を制定する権威を与えられ、最善の判断に従って制定することを求められる。以下略」
8. 選ばれるべき人々の手に最高権威が(つねに)確保されるためにわ

れわれは以下のように協約し宣言する。次期および将来のすべての議会は満1年間完全な権力を保持し、また当然人民は毎年1回議会選挙を行う。かくして議会の全議員は、神が許し給えば毎年8月第1木曜日に、完全な資格をもって集まり、前議会と交代する。また(同じ理由で)次期および将来のすべての議会は一旦成立すれば、少なくとも4カ月間連日中断なしに開会する。その後は任期満了まで、議会の判断に従って、2カ月毎に2カ月間休会することができる。しかし1年の任期が過ぎてもなお議席を保持しようとする議員は、すべて反逆罪に問われる。議会は休会中、國務會議を設置せず、國務の処理は議員よりなる委員会に付託する。その際同委員会には、本協約に決して違反しないよう指示を与え、かつそのことを公表する。⁽¹⁴⁾」

これらの諸項のうち起草者たちがもっとも心を砕いたのは、権力行使にたいする制限をいかにして保障するかということである。しかし議会権力の行使にともなう制限を、議会の内部に制度として確立することは容易ではない。議会政治の性格上、規則を産むのも改変するのも多数党の意志で可能となり、これを否定する論拠は議会政治の原則からは成り立ちえない。事実イギリス議会は、後にいわれたように「男を女に、女を男に変える以外はなんでもできる」機関として機能した。つまるところ、議会政治における権力の制限は、議員の任期を短かくし短期間に繰り返し選挙を行い選挙民の洗礼を受ける以外に有効な方法はない。さればこそ『第一協約』ではその任期を2年とした起草者たちは、ここでそれを1年にまで短縮したのである。任期1年は非現実的である。毎年行われる総選挙とそれにとともなう莫大な労力、頻繁な政権交代と不安定化な政治状況、一貫した政策実現への障害などを想定すればそれは明らかであろう。実際、後の近代議会制度で議員の任期を1年としたものはない。しかし平等派は、こうしたマイナス要因にもまして、権力の長期独占の弊害を重視し、その排除を先決としたのであろう。⁽¹⁵⁾

9. 「爾後何人も最高權威の権力について、およびそれが熟知し実施する諸事項について、無知であつたり懷疑的であつたりするものはいな

いのであるから、われわれは議会の権力が他のいかなる個人あるいは団体の同意もしくは賛同をえずしても、以下の諸事項が実施されうることを協約し宣言する。

- ① 外国との講和および通商の交渉。
- ② 先王の治世第3年に制定公布された「権利請願」に含まれる、われわれの生命・身体・自由・財産および所領の安全の確保と維持。
- ③ 税金の徴収、および一般にわれわれの自由の拡大、不満の解消、
国家の繁栄に資することが明らかなすべの⁽¹⁶⁾こと。」

ここに明記されている事項に付け加えるべきものはない。ここには近代議会のもつ専権事項が簡潔に列記されている。同時にこれら諸事項の明記により、ここでも全能の大権を持つ議会にたいする行動の制約を示したともいえよう。またこの時期は、議会における行政的機能が次第に明確化し、ほとんど次の責任内閣制を生み出す直前にまで達していた時であった。しかし平等派は、内閣の原型ともいえる国務会議を、軍幹部の軍事独裁の機関として警戒し、その設置に消極的であったため、ここでは議会と国務会議の機能の関係を明示するには至っていない。先に『第2次協約』では、その第4条に「議会は開会后20日以内に国務会議を指名する。国務会議は次期議会の開会日まで公務を管理する。国務会議は議会の指令に従って行動し、それ以外の指令には従わない」とあり、また第7条には「国務会議は、切迫した危機または極度に緊急の場合は、休会期間中でもただちに議会選挙を行い、議会を開会させることができる」とあるようにその最小限の役割を認めている。これはホワイト・ホール討論直前の『第2次協約』提出期が、長老派にたいして独立派＝軍幹部と平等派が協同戦線をはり、両者のあいだの最も接近した時期であったため、平等派の軍幹部への歩み⁽¹⁷⁾寄りを示したものである。⁽¹⁸⁾

(以下第10条から第15条までの6条項は、『第2次協約』(1648年12月10日)第6条の「保留事項」8項目のうち、第1項から第6項までを再録したものである。このうちとくに重要な2項目を以下に掲げる。)⁽¹⁹⁾

信教の自由と国家による宗教の統制にたいする禁止。

10. 「信仰・宗教・礼拝に関して、刑罰その他によって人を強制し、または良心に従ってある家や場所（公共の礼拝のために定められた場所は除く）で信仰を告白し礼拝を執り行うことを制約する法・宣誓・契約を維持し制定する権力を、われわれは議会に与えない。しかしながら信仰・礼拝・規律にかんする公共的方法による国民教育は、これが強制的ではなく明らかに教皇的でもないかぎり、議会の裁量に委ねられる。」

真に宗教的性格を脱した近代国家の出現を図るに不可欠な原則であり、国家が信教の自由を犯し宗教に介入することの誤りを、いま一度ここで確認しようとしたもの。ホワイト・ホール討論での軍幹部の議論は、平等派に一層この条項の必要性を痛感させたのであろう。⁽²⁰⁾

強制徴募の禁止。

11. 「われわれは陸海軍に強制徴募する権限を議会に与えない。各人の良心は彼自身の命を賭ける理由の正当性について納得させられるべきである。」

ここでいう「強制徴募」とは、近代憲法によって制定された「徴兵制」ではない。これは兵役に適した青少年（ときには老壮年も）を、なんの予告もなく必要な時に街頭で捕らえ強制的に兵士として働かせることを指し、とくに海軍において甚だしかった。この悪習は、19世紀初頭の対ナポレオン戦争の終わる頃まで続いたようである。⁽²¹⁾ こうしたことから、この条文の後半はいわゆる「良心的兵役拒否」を宣言したのとも読みとることができる。しかし当時の平等派の指導者たちの思想的立場からして、憲法に兵役義務を明記することにより、徴兵を人民の意志の代表たる議会で決定すべきものとする考えを示したものと見るほうが妥当であらう。⁽²²⁾

28. 「前半略。軍隊の権力が、いかなる形であれ文民政府の権威を凌駕することほど、国家にとって大きな危険はないので

29. われわれは以下のように宣言し協約する。当分の間、兵員は議会によってのみ徴募される。兵員徴募にさいして議会は以下の規則を守らなければならない。すなわち議会は、各州・市・町・自治区にたいし

て、割当兵員数に応じた徴募・装備・合意取付け・適正給料の支払い業務を担当させるものとする。また議会は、各地域の議員選挙人に、連隊・騎兵中隊・歩兵中隊に配属される士官を指名および任命し、かつ理由のある場合はこれを更迭する自由な権限を与えなければならない。最高司令官とすべての将官の指名および任命は、議会在これを保留する。国家の安全・平和・自由のために議会在必要とおもう軍事行動に際し、将官を命令・統制・指揮する権限も議会在に保留される。われわれは悲しむべき経験によって以下のことを知った。政府を改変し、信託された政務の任期と権限を越え、し意的で専制的権力を樹立すること、万事を無政府状態と混乱の中に巻き込むこと、これらの破壊的な犯罪を罰する刑がない場合には、一般に人々はまったく平気でこうしたことを行うものである。⁽²³⁾」

史上最初の文民統制の明白な規定というべきであろう。この問題こそ、近代デモクラシーの政治体制を安定的に維持するための、基本的課題の一つである。その揺籃期に、ここイングランドで、はやくもこのように明確に憲法条項として提起された背景が問われるところである。

いうまでもなくピューリタン革命は、絶対王制の出現以来徐々に始まったイングランドにおける伝統的な権力構造を決定的に崩壊させた。その過程をたどれば、以下のようなになるであろう。王制・議会・慣習法などの混合政体として継続してきた中世イングランド政体が、絶対王制の出現により権力の基盤が国王に一元化し、その結果かえって王制による暴政を招いた。この場合軍隊は、国王の私兵としてその権力維持の基盤となった。しかし伝統的にイングランドにおける統帥大権は国王にあり、そのため公的軍隊の性格と私兵との境界はあいまいのまま、国王の絶対権が維持せられた。1640年国王の始めた対スコットランド戦争に、戦費の拠出を求められた議会在それを国王の私的な戦争として反対し、逆に国王にたいし『大抗議文』(1641年12月)をつきつけた。これを契機に始まった内乱を戦うため、議会在側は『民兵条例』(1642年3月)を發布し、これによって軍事的支配権を議会在側に獲得したが、それを合法化する論拠として議会在側はいわゆる「議

会主権＝人民主権」の原理を打ち出した。この「主権」は、「人民の安全」という「自然権」に拠っていた。しかし議会側が、とくにニュー・モデル軍の創建により内乱に勝利すると、議会の権威と権力は次第に軍に移行し、1649年春の段階で独立派＝軍幹部による軍事支配の可能性が高まった。(事実1653年クロムウェルの軍事支配が確立する)。このようにして革命のための軍隊は、軍を掌握する一団の将校群の意志によるクー・デタの道具として容易に利用されうる機関に変貌する。それは議会政治の形態を維持しようが、軍事支配の実態は変わらない。いまやそれはかつての「国王の私兵」としてよりも、より強い制度的基盤を備えた体制となる。ピューリタン革命期におけるニュー・モデル軍の出現は、近代デモクラシー成立の決定的一因であった。それは軍事力の根幹が民衆に解放され、かつ民衆に依拠するかたちで、国家権力の基盤が形成されたからである。「議会主権＝人民主権」の成立と新しい国民軍の創建なくして、近代国家は成立しえない。しかしこのことが、まさに近代国家にとっての諸刃の剣としてその体制を脅かすのである。軍事力の脅威のもとに形式的な議会主権が継続するような体制は、近代デモクラシーの政治体制として自殺行為でしかない。リルバーンの次の指摘が、それを端的に語っている。「軍の最高級士官が、庶民院においても、國務会議においても、軍総評議会においても最高であり、軍の権力が文民の権力にたいして真に優越している場合、いかなる平和が期待されるであろうか。⁽²⁴⁾」

平等派の指導者たちが『第3次協約』を執筆した時の状況において、この「文民統制」の条項をみれば、およそ以上のような背景を前提として見ることが見て取れよう。いかなる意味においても、「議会主権＝人民主権」は「文民統制」の確立なくしてはありえないという結論に彼らが（そして彼らのみが）到達したのは、やはり驚くべき先見性の所産として評価されるべきであろう。その後の世界のすべての近代国家においては、この点について大きな努力が払われながらようやく世界の少数の国家でそれは維持されているに過ぎず、その維持されている国家のみが辛うじて近代デモクラシーの定着をうたうことが許されている。実際、当のイギリスにおい

てさえ、名誉革命以後この問題は実に長いあいだにわたる課題として、議会在これに腐心してきたのであった。名誉革命後、正規軍は国王の統帥権に属するものとしつつ、一方でその軍隊の存立は毎年議会によって合法化される必要があった。軍事予算はその年の予算の一部として票決されねばならず、軍の関係法も毎年新たに成立させなければならなかった。このような手続きが欠ければ、軍隊は自動的に解散することになる。このように近代イギリス初期の「文民統制」は、いかにもイギリスらしく妥協的かつ現実的にその内実を定着しようとしたが、こうした場当たり的な方策は19世紀中頃には全く非現実的なものとなり、かえって軍の統帥に混乱をきたし、クリミア戦争時の醜態をさらしてしまう。ようやくパーマーストンの大胆な改革開始とグラッドストーンの決定的変革によって、統帥権を含む軍の支配権が完全に議会の下に確立されたのは19世紀も後半に入ってからである。⁽²⁵⁾

む す び

「このこと、すなわち教会と聖礼典とによる救いの完全な廃棄こそは、カトリシズムに比較して無条件に異なる決定的な点である。現世を魔術から解放するという宗教史上のあの偉大な過程、すなわち古代ユダヤの預言者とともに始まり、ギリシアの科学的思惟と結合しつつ、救いのためのあらゆる呪術的方法を迷信とし邪悪として排斥したあの魔術からの解放の過程は、ここに完結をみた。⁽²⁶⁾」これがウェーバーのいう宗教改革（とくにカルヴァン派の思想）の本質的意義であるとすれば、その宗教改革から発生してついに王制を打倒し、近代的国家の基本形態ともいべき共和制（Commonwealth）を樹立したピューリタン革命は、政治から呪術的・魔術的性格を排除する役割を果たしたといえよう。とりわけ平等派は、「信教の自由」の原則を踏まえて、徹底した政治の宗教からの脱却を追求したのである。『第1次協約』から『第3次協約』に結実した平等派の政治思想には、いかなる神秘主義も宗教色もなく、平明にして合理的な国家体制への

志向が明瞭である。彼らがそこで王制について全く言及しなかったのもうなづけよう。

平等派は『第3次協約』提起とともにその政治的生命を終えた。彼らの思想は、イギリスでは容易に根付かず、むしろそれは海外で先に結実した。アメリカ独立革命やフランス大革命を起こした思想潮流は、巨大で複雑な諸潮流を合わせたうえに出来上がったものであるのは論をまたないが、その底流に平等派の、とりわけ『第3次協約』へ結実したデモクラシー原理が途切れることなく流れていることを否定することはできない。自然権に基づく人民主権（議会主権）、普通選挙権、法の下の平等、信教の自由、文民統制、産業活動の自由など、それらすべては、結局は、近代デモクラシー社会が実現せざるをえないものであったことからして、それは明らかである。平等派の敗退からおよそ2世紀を経て、イギリスでもほぼ完全な形での「平等派」運動が蘇った。成人男子普通選挙権を中心要求とする人民憲章 People's Charter（普通選挙、無記名投票、議会の毎年改選、選挙区の平等、議員の財産資格の撤廃、議員へ給与支給の6要求を法案形式にまとめたもの）の旗印のもとに結集し、1838年から50年代に至るまで広範な労働大衆を動員して展開されたチャーティスト運動がそれである。この運動は、1839年に同時代の評論家カーライルをして、虐待された「労働諸階級の激しい不満がたけだけしく狂気となったもの」であり、「チャーティズムの問題は重要で根が深く、広範に浸透しており、昨日に始まったものではなく、また今日や明日に終わるものでは決してないであろう」といわしめ、その後のイギリス社会が真の Commonwealth 実現へ歩み出さざるをえなかった政治改革運動の出発点となったものである。これは一度、イギリスの政治的土壌から姿を消したかに見えた「平等派」的思想が、アメリカやフランスの市民革命を経て再びイギリスの地に返り咲いたことの鮮烈な証左でもあった。

しかし、イギリスは決してフランスやアメリカ合衆国のような、理念による政治原理に基づいた政治体制を選択しなかった。その憲法体制は、依然として中世イングランド以来の遺制を形式的ながら包含している。王制、

貴族院と庶民院をもつ議会（この議会が、最終的に庶民院の優越を確立し、かつ庶民院で多数を占める与党の権力が国家統治の正当性をもつまでにはピューリタン革命以来数世紀の時間を要した）、マグナ・カルタから「権利の請願」や「権利の章典」など数々の基本法典とコモン・ローの累積による法体系など、すべてをあわせもったこの憲法体制の重層性こそイギリスの国家体制の特徴である。このようにイギリス政治は、つねに原理を既製の制度の中に融合することで、その原理を「熟成」させたり「腐食」させたりしたことにより、本来近代主権国家のもつ明示的構造を覆い隠してしまった。近代デモクラシーの本質を検討し、かつそれが現代世界の政治動向にもつ意味を考察するには、イギリスの近代デモクラシー成立過程の研究が不可避であることは論をまたないが、そのためには幾重にも積み重ねられた歴史的事象のそれぞれを「歴史的経過」の中で読み取らなければならない。本稿を含む6回にわたる論稿は、その導入部にすぎない。

〔注〕

- (1) *An Agreement of the Free People of England. Tendered as a Peace-Offering to this distressed Nation. By Lieutenant Colonel John Lilburne, Master William Walwyn, Master Thomas Prince, and Master Richard Overton, Prisoners in the Tower of London,* May the 1. 1649. Haller & Davies, pp. 318-328. Wolfe, pp. 397-410.
- (2) *A Petition from His Excellency Thomas Lord Fairfax and the General Council of Officers of the Army, To the Honorable the Commons of England in Parliament Assembled, Concerning the Draught of an Agreement of the People,* Jan. 20, 1649. Wolfe, pp. 331-354. Gardiner, No. 81.
- (3) *A Manifestation from Lieutenant Colonel John Lilburne, Master William Walwyn, Master Thomas Prince, and Master Richard Overton, (Now unjustly) stiled Levellers.* April 1649. (日付はないが、4月14日前後と推定されている)。Haller & Davies, pp. 276-284.
- (4) Wolfe, p. 348.
- (5) John Lilburne, *Englands New Chains Discovered.* Feb. 26, 1649. Haller & Davies p. 164.

- (6) Wolfe, pp. 346-347.
- (7) *The Head of the Proposals offered by the Army*, Aug. 1, 1647. Gardiner No. 71.
- (8) Haller & Davies, pp. 320-321.
- (9) *ibid.*, p. 321.
- (10) Henry Parker, *Observations upon Some of His Majesties Late Answers and Express*. July 1642. Haller II, pp. 165-213.
- (11) 近代英国議会の庶民院優越（その最終的決着は、1911年アスキス内閣のもとで成立した議会法による）を決定する出発点となる。
- (12) Haller & Davies, p. 321.
- (13) *ibid.*, p. 321.
- (14) 以上、『第3次協約』第4条から第8条まで。 *ibid.*, pp. 322-323.
- (15) H. N. Brailsford, *The Levellers and the English Revolution*, (Spokesman University Paperback, 1976) p. 528.
- (16) Haller & Davies, p. 328.
- (17) このことは、平等派の軍幹部による「国务会議」優越の位置付けを警戒する意識の現ればかりでなく、当時はまだ近代的議院内閣制の制度的意味が明瞭に確立されてはいなかったためでもあろう。
- (18) Brailsford, *op. cit.*, p. 410.
- (19) *Foundations of Freedom; Or An Agreement of the People*, Dec. 10, 1648. Wolfe, pp. 299-300.
- (20) この点に関する検討は、拙稿『政治思想の諸相』（桃山学院大学『経済経営論集』第42巻第3号 2001年1月）参照。
- (21) K. コーリー、神川伸彦・池田 清訳、『軍隊と革命の技術』（岩波現代叢書 1961年） pp. 184-186. 参照。なおここには、ピューリタン革命における内乱の際、議会側が海軍を味方につけた理由の一つに、この「強制徴募」の廃止と兵士の待遇改善などを実行して、水兵たちの忠誠を獲得したことも指摘されている。
- (22) リルバーンがクエイカーの教義に出会ったのは、晩年の1654年、幽閉先のドーバー城においてである。その間の経緯は、*The Resurrection of John Lilburne, now a prisoner in Dover Castle*, May 16, 1656. [E. 880 (2).] に記されている。（〔 〕内の記号と番号は、British Library の Thomason Collection の shelf-mark を表す。）したがって、『第3次協約』で「良心的兵役拒否」を憲法的原則に反映させる意図は、リルバーンにはなかったと見るべきであろう。また仮にあったとしても、他の3

人の執筆者たちの教義上の立場からみて、この点での合意がえられたとは思われない。

- (23) Haller & Davies, p. 327.
- (24) John Lilburne, *The Second Part of Englands New-Chains*, Mar. 24, 1649. Haller & Davies, p. 185.
- (25) G.M.トレヴェリアン, 大野真弓監訳『イギリス史3』(みすず書房 1975年) pp. 174-175. K.コーリー, 前掲書 pp. 2-4.
- (26) M.ヴェーバー, 梶山 力・大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』下巻(岩波文庫 1962年) pp. 26-27.
- (27) 古賀秀男『チャーティスト運動の研究』(ミネルバ書房) p. 1-2.

[注 略 号 一 覧]

Gardiner: S. R. Gardiner, *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution*, (Oxford Paperback 1979).

Haller: W. Haller, *The Tracts on Liberty in the Puritan Revolution*, vol. I~III, (Octagon Books 1965).

Haller & Davies: Haller and Davies, *The Leveller Tracts*, (Peter Smith 1964).

Wolf: D. M. Wolfe, *Leveller Manifestoes of the Puritan Revolution*, (Humanities Press 1967).

The meaning of the Commonwealth

MURAYAMA, Takayasu

In 1648 the Levellers continued to press for removal of King Charles I and the imprimentation of their social and political reforms. In 1648 the autumn of that year they held the balance between the manoeuvring parties of King, Parliament (Presbyterians) and army grandees (Independents). For a time they collaborated with representatives of Parliament and the army in attempt to draw up a new '(Second) Agreement of the People' on which all might agree. But with Pride's Purge and the execution of Charles I the Levellers ceased to hold the balance. Their support in the New Model Army melted away then the new government paid off soldiers' arrears and raised their pay. In 1649 the Levellers leaders were imprisoned and their followers crushed by military force. But by then the Levellers had exerted an influence out of all proportion to their numbers; and they had pioneered methods of agitation by petition, pamphlet, party organisation and public demonstration that were to have a long subsequent history. Above all they established a principle of a modern Parliament system on the constitutional law. That were three 'An Agreements of the People'.

In this paper, we have considered of the substance their third (and final) tract 'An Agreement of the Free People of England'.